

## 契約条項(センドバック方式)

### 第1条(保守の委託)

甲は機器の正常な稼働を維持するため、表面記載の機械(以下本機器という)の保守を乙に委託し、乙はこれを受託します。

### 第2条(契約有効期間および契約更新)

- 本契約の有効期間は表面記載の契約期間とします。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの書面による解約通知が行われない限り、本契約は自動的に同一条件で1年間延長されるものとし、爾後も同様とします。
- 前1項にかかわらず、乙は保守用部品保管の都合上、製造後5年が経過した本機器についての本契約を打ち切ることができるものとします。また、甲の要請により乙が継続して保守を実施する場合、本契約の内容は甲乙協議の上割増保守料その他乙が別途定める保守条件に変更できるものとします。

### 第3条(保守料金)

本契約に基づく保守料金と本機器の明細は、表面記載の保守料金および機械型式の通りとします。消費税および地方消費税は、保守料金に対して消費税法所定の税率を乗じた金額とし、保守料金の支払条件に基づき甲が乙に支払うものとします。

### 第4条(保守受付時間)

本契約に基づく乙の保守受付時間は、土曜、日曜、祝日、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除き、月曜日から金曜日までの9時から17時までの8時間を指します。

### 第5条(保守の内容)

- 乙は、本機器が正常な使用において故障した場合、部品の取替又は修復作業を行います。
- 乙は、乙が必要と判断した技術的変更および予防措置を行います。
- センドバック方式の保守の内容については、表面に定めるものとします。

### 第6条(交換部品の所有権)

本契約の履行に伴って交換された不良その他の部品の所有権は、全て乙に帰属するものとします。

### 第7条(データの保全)

甲は、甲の業務に必要なデータを保護するために、適切な防禦措置を実施するものとします。

### 第8条(契約外事項)

次の各号の一に該当する場合は本契約には含まれないものとし、その都度別途契約を締結するものとします。

- 天災地変その他不可抗力の原因により生ずる損傷の修復作業
- 本機器使用方法変更による改造組替およびその調整作業
- 本機器のオーバーホール(全分解掃除、組立調整作業)、改造、他の機器の追加接続
- 設置場所変更による本機器移動および据付調整作業
- 甲の本機器取扱いの誤り、環境設定仕様書の条件と異なる事情等に起因する本機器の損傷の修復作業
- 消耗品および本機器付属品の供給、およびそれらの交換作業
- 乙指定品以外の消耗品および記録媒体の使用による故障の修復作業
- 消耗品および記録媒体の保管不備のため生じた故障の修復作業
- 本機器内部に蓄積されたデータの復旧作業

10.カード発行用アプリケーションソフトウェアの保守作業

### 第9条(保守料金の改定)

経済情勢の変動により、甲乙協議の上保守料金の改定を行うことができるものとします。

### 第10条(請求・支払条件)

本契約に係わる甲の支払いは、表面記載の請求・支払条件に基づき乙の指定する銀行口座に振込み支払うものとします。

### 第11条(損害賠償)

甲又は乙が本契約に基づく義務を故意又は過失により履行せず相手方に損害を与えた場合には、その損害に対し賠償の責を負うものとします。但し、当該当事者の責に帰さない天災地変および不可抗力による損害は除くものとします。

### 第12条(責任の制限)

- 甲は、乙の帰すべき事由に基づいて救済を求める全ての場合において、乙の賠償責任は、請求の原因の如何を問わず甲において現実発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生時の直接原因となった当該機器の年間保守料金に相当する金額を限度とする金銭賠償に限られます。
- 乙は、いかなる場合にも、乙の責めに帰すことの出来ない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事由から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づく甲の損害、プログラム、データもしくは甲の信用、暖簾等の無形物もしくは無体財産に関する損害、および現金等を取り扱う機械に関して生じた現金等の喪失、毀損については責任を負わないものとします。

### 第13条(機密保持)

- 甲又は乙もしくはその業務従事者は、本契約に関連して知り得た相手方の個人情報および業務内容等一切の秘密事項に関し、これを第三者に漏洩してはならないものとします。尚、乙は乙の再委託先に対しても本条を遵守させるものとします。
- 乙は、本契約を履行する乙の従業員、再委託先、その他の者と、前1項を遵守させるための機密保持契約を締結するなどの措置を講ずるものとします。
- 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。但し、後日公知となった情報についてはその限りではないものとします。

### 第14条(再委託)

乙は、乙が選択する第三者を使用して、保守を甲に提供することが出来るものとします。

### 第15条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、乙の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

### 第16条(協議)

本契約各条項の解釈につき疑義を生じた場合又は定めのない事項については、甲乙信義誠実の原則に従って協議しその解決にあたるものとし、補足事項については本契約書表面に特記事項として記載するか又は別途書面を作成するものとします。

### 第17条(特記事項との競合)

表面記載の特記事項と本契約条項とが競合する場合には、特記事項が優先して適用されるものとします。